| | | |
|---|---|---|
| 七百二十四 | ディスプレイ業 | |
| 七百二十五 | 産業用設備洗浄業 | |
| 七百二十六 | 看板書き業 | |
| 七百二十七 | 他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。） | |

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。

三　適正化法第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

## ○経済産業省告示第八十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので、同令第十六条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月一日　経済産業大臣　茂木　敏充

表委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、新事業活動促進支援、地域イノベーション創出実証研究補助事業、グローバル技術連携支援事業、中小商業活力向上（中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）、地域商業再生事業、地域自立型買い物弱者対策支援事業に限る。）、地域中小企業イノベーション創出補助事業、グローバル技術連携支援事業、中小商業活力向上（中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）、地域商業再生事業、地域自立型買い物弱者対策支援事業に限る。）」に、「電源立地等推進対策補助金（電源地域産業関連施設等整備費に限る。）」に、「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金　工業用水道事業費補助　」を「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金（広報・安全等対策及び交付金事務等に限る。ただし、広報・安全等対策の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）」を「電源立地等推進対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

## ○経済産業省告示第九十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年四月一日　経済産業大臣　茂木　敏充

別表一の項中「地域商店街活性化事業費補助金」を「地域商店街活性化事業費補助金　地域自立型買い物弱者対策支援事業費補助金」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（地域自立型買い物弱者対策支援事業に係るものに限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業に係るものに限る。）」に、別表四の項中、「中小企業エネルギー環境対応推進事業費補助金」を「中小企業エネルギー環境対応推進事業　中小企業経営支援等対策費補助金（研究開発に係るものに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

## ○経済産業省告示第九十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第三十二条の四第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫が東日本大震災の被災者に対して行う資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けに係る業務として経済産業大臣が定めるものを次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日　経済産業大臣　茂木　敏充

一　震災関連危機対応業務（東日本大震災により被害を受けた者に対して行う株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項の規定により認定された同法第二条第五号に規定する危機対応業務として行う資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受け（以下「資金の貸付け等」という。以下同じ。）をいう。）又は当該震災関連危機対応業務の利用者に対する震災関連危機対応業務以外の資金の貸付け等

二　東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことのある区域を含む。以下同じ。）内に事業所を有する旨の証明を有する者に対する資金の貸付け等

三　東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者との取引依存度が百分の二十以上の者（借入申込後三ヵ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して百分の十五以上減少すると見込まれるもの又は借入申込直前二ヵ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して百分の十以上減少したものに限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けた者に対する資金の貸付け等